

性差否定の埼玉ジェンダー教育

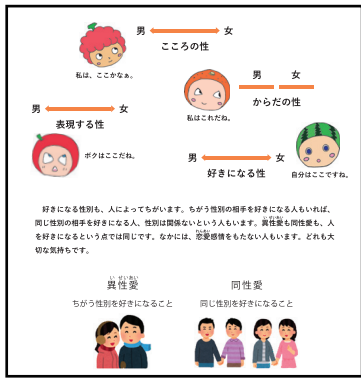
「好きな男の子 (女の子)は？」はNG

性差を否定するよう
な子どもたちへの自治体
のジェンダー教育が各地
で問題になっていきます。

埼玉県では教育局人権
教育課が令和3年度に
「小学校5・6年生用」と
「中学・高校生用」のリーフ
レット『たくさんの色
ふれ合おう』を作成(監
修・渡辺大輔埼玉大学准
教授)して公立学校に配
布し、今春から「リーフ
レット指導資料集」を
配って教員への指導を
行っています。子どもた
ちの混乱と先生たちの戸
惑いが聞こえてきます。

〇×でテストする刷込み教育も

小学5・6生用のリー
フレットでは、使用不可
と使用可の表現を対比
させ、以下のように例示
しています。「好きな男
の子(女の子)は?」など、
異性愛を前提にたずね
る」↓「好きな人はいる?
などのようにたずねる」



埼玉県教育委員会発行リーフレット(小学5・6年生用)2頁

これについては、「指導
資料集」に、〇か×を選
ばせる「テストシート」も
載せています。

「男女の線引きしないもの気づかせろ

「こころの性」「表現
する性」「からだの性」
「好きになる性」をイラ
ストで示し、それぞれの
「性」のものさし」で測
た位置は人によって異な
ると説明し、「同性愛」
というものがあることも
紹介しています。

教員には「男女の線引
きがなくなってきたもの
に気付き、社会の動きが
少しずつ変わってきたこ
とについて考えさせる」
と指示しています。

埼玉県の「性自認条例」基本計画

「保護者学習」も徹底!?

一方、埼玉県は令和4
年(2022)7月に施行
した「性の多様性を尊重
した社会づくり条例」に
ついて、7月末に「基本計
画(令和5年度〜7年
度)」を策定してHP上
で公表しました。

「県民や事業者等への
意識啓発」と「性の多様
性に係わる人権教育の推
進」を掲げ、後者について
は、①児童生徒に対する
教育の実施②教職員等へ
の研修への実施③家庭、
地域社会における学習機
会の提供—を推進するこ
ととしています。

学校教育での

「家庭の協力」を無視

7月に成立した国の
「理解増進法」では、学
校教育について「家庭及
び地域住民その他の関係
者の協力を得つつ」の
修正文が入り、親の「関
与」が強調されました
が、埼玉県の場合は「親
に学習させる」という視
点をとります。また、この取
組みを実施する学校の
割合を令和7年度まで

に100%にするとして
います。国の法律の規定
をも無視した埼玉県の学
校教育には十分な注意が
必要です。

条例は稲田後援会幹部らの ゴリ押しで成立

埼玉県の条例には、自
民党の稲田朋美衆院議
員が与野党の議連会長
として令和3年5月にま
とめた法案要綱に沿って
「性的指向又は性自認を
理由とする不当な差別

的取扱いをしてはなら
ない」などの文言が入っ
ています。

国の法律は土壇場の
修正で何とか最悪の状態
は避けられました。が、こ
れに先立つ埼玉県の場
合は、県議団を仕切る稲
田後援会の幹部らが主
導して反対派を抑え込
んだ経緯があります。

「性の多様性を尊重した教育の推進」
(埼玉県人権教育課HP)

「保護者向け動画」LEGOについて
(埼玉県人権教育課HP)

「みんなの学びぼう」(埼玉県人権教育課HP)

小学5・6年生用リーフレット「たくさんの色
ふれ合おう」(埼玉県人権教育課HP)

「熊本市」外国籍も市民」の明文化を正式断念

熊本市「外国籍も市民」の明文化を正式断念

熊本市は7月下旬、現
行の自治基本条例の市
民の定義に「外国籍を有
する者を含む」と明記す
る改正条例制定の断念
を正式に決めました。

同市は昨年末から今年1
月中旬まで、改正素案に
ついて、パブリックコメン
ト(意見公募)を実施。
その結果、2月1日付け
「平河町通信」第17号
でお伝えしたように、市
内外からの1476人の
意見のうち、2人を除い
てすべて反対でした。市

側は「外国人参政権付与
の意図はなく、街づくり
に活かすため」と正当化
しようとしたが、公
職選挙法は地方参政権
を認めていないのだから
当然です。市民は「外国
籍」の規定が住民投票へ
の外国人参加の根拠にさ
れることを恐れたの
です。

同市は「外国籍」の文
言を削除した基本条例
の改正案を9月市議会に
提出する意向です。

